

○財務省告示第三十七号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
三十一年一月十五日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月八日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加	入札格第I加
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
五		千	八	万	三		
万		三	千	二	兆	額	三
円		百	二	千	五	面	千
		円	百	三	千	金	面
			五	百	百	額	金
			十	百	五	で	額
			六	百	十	八	で
			億	十	九	千	三
			六	億	億	二	兆
			百	三	千	百	五
			十	千	五	五	千
			八	百	七	十	百
			万	七		三	四
			六			億	十六
							億

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募額を順次割り

もかかる。その応募額を順次割り

当てる。市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込の応募額を割り当てる。

額面金額で三兆五千四百十六億

三千万円、八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

額面金額で八千二百五十三億円

